

重要事項説明書

コペル保育園

コペル保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人京慈会
所 在 地	大阪府四條畷市岡山東 2-3-28
電 話 番 号	072-862-1515
代表者氏名	理事長 白川 京林

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	コペル保育園
施 設 の 所 在 地	兵庫県西宮市上鳴尾町 3-11
連 絡 先	電話番号 0798-49-8777 FAX 0798-49-8778
管 理 者	園長 金谷ともみ
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 45 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 21 人 満 1 歳未満の児童 9 人
開 設 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日

3 施設の目的及び運営方針

コペル保育園（以下「当園」という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3)「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地		521.77 m ²
園 舎	構 造	鉄骨造 4階建 耐火構造
	延べ面積	752.09 m ²
園 庭		188.64 m ²

(2) 主な設備

名称	室数等	面積（有効面	階数	備考
乳 児 室	1	30.74 m ²	2	0歳児保育室
ほ ふ く 室	1	30.59 m ²	2	1歳児保育室
沐 浴 室	1	12.18 m ²	2	
保 育 室	4	135.35 m ²	2, 3	2歳児～5歳児保育室
遊 戯 室		m ²		
医 務 室	1	1.00 m ²	1	事務室に併設
調 理 室	1	40.47 m ²	1	調理諸室（検品室、ロッカー、便所）含む
調 乳 室	1	2.13 m ²	2	
事 務 室	1	26.32 m ²	1	
保 育 士 休 憩 室	1	8.38 m ²	2	女性ロッカーと併設
会 議 室		m ²		
倉 庫	3	21.95 m ²	1, 2, 4	1階倉庫、2階教材庫、4階屋上倉庫
廊 下	2	65.03 m ²	2, 3	2階ホール、3階ホール
便 所	4か所	37.24 m ²	1, 2, 3, 4	（大11器、小8器、乳児用1か所）
職 員 用 便 所	5か所	7.67 m ²	1, 2, 3	（大5器、小0器）
そ の 他		333.04 m ²		
合 計		752.09 m ²		合計面積は延床面積と一致していること。

5 提供する特定教育・保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 誕生会・避難訓練・身体測定（毎月1回）を実施します。

(3) 食事の提供

年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 00 分頃	11 時頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 00 分頃	11 時 15 分頃	15 時頃	
2 歳児	9 時 00 分頃	11 時 30 分頃	15 時頃	
3 歳児		11 時 45 分頃	15 時頃	
4 歳児		12 時頃	15 時頃	
5 歳児		12 時頃	15 時頃	

※ 献立は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材がある場合は除去食及び代替食にて対応しています。(医師の指示書が必要です。)

6 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	職務の内容	員数	備考
園長	園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1	
主任 保育士	主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。	1	
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	18	
栄養士	栄養計算した献立を作成し、調理の指導とともに、給食及びおやつを調理する。	1	
調 理 員 (委託)	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	3	

※上記は予定人数です。法令の最低基準以上の職員体制を常に整えています。

< 各職種の勤務体系 >

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯 (7 : 00～19 : 00)
主任保育士	正規の勤務時間帯 (7 : 00～19 : 00)
保育士	正規の勤務時間帯 (7 : 00～19 : 00)
栄養士	正規の勤務時間帯 (8 : 00～17 : 00)
調理員	正規の勤務時間帯 (8 : 00～17 : 00)

※ ローテーションにより、勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 特定教育・保育の提供を行う日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日～1月3日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合、19時までの範囲内（別途、申請が必要）で延長保育を提供いたします。（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分までまたは16時30分から18時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。

（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

(3) 慣らし保育

保育園生活を無理なく行えるように、慣らし保育を実施しています。（期間は2週間程度です。）

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料を納めていただきます。

保育延長料金は該当の方のみ園にお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、保育教材費用、制服体操服費用、コペル教育教材費用、遠足費用等（該当クラス）を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の開始に関する事項

西宮市保育入所課の規定に基づき当園に入所決定され、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。（利用開始年齢は、生後6ヶ月です。）

11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1)園児が小学校に就学したとき
- (2)児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3)その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)小児科、内科

医療機関の名称	関小児科病院
医院長名又は医師名	関 保二
所 在 地	西宮市甲子園二番町 2-21
電 話 番 号	0798-47-0015

(2)耳鼻咽喉科

医療機関の名称	むとう耳鼻咽喉科クリニック
医院長名又は医師名	武藤俊彦
所 在 地	西宮市若草町 1 丁目 8-10
電 話 番 号	0798-42-3387

(3)眼科

医療機関の名称	坂牧眼科
医院長名又は医師名	柏木洋子
所 在 地	西宮市里中町 2-8-12
電 話 番 号	0798-41-1270

(4)歯科

医療機関の名称	左海歯科クリニック
医院長名又は医師名	左海孝昌
所 在 地	西宮市里中町 3-1-4
電 話 番 号	0798-48-0330

13 緊急時の対応

お預かりしている園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、子どもの身体の安全を優先させ、当園が責任を持って関連機関と連携を取り合い、しかるべき対応を行いますのでご理解をお願いします。

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・消火器 有 ・防火シャッター 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回実施します。

15 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1)年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2)虐待防止マニュアルの作成、運用

16 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・苦情解決責任者 園長 ・窓口担当者 主任 ・ご利用時間 9:00～18:00 ・電話番号 0798-49-8777 - FAX 0798-49-8778 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	暁 琢也	電話番号 06-6147-6238
		役職・肩書き等 弁護士

※ 当園では上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

17 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

①	保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター
	保険の内容	災害給付
②	保険の種類	賠償責任保険
	保険の内容	社会福祉施設賠償責任補償

18 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

19 個人情報の取扱いについて

当園は、個人情報を収集する場合、個人情報の利用目的を特定し、その利用目的に必要な範囲において適切な手段によって収集します。その目的以外に利用したり第三者へ開示したりしません。

保護者の方が撮影された写真、ビデオなどの情報はお子さまの成長記録以外に使用しないという制約のもと、慎重に各自で管理してください。自分のお子さま以外の人物が写っているもの、インターネット上の取り扱いなどは特にお気をつけてくださいますようお願いいたします。別途誓約書と個人情報についての同意書を提出していただいています。

20 関連機関との連携

子どもの成長や発達等に対して適切な子育て支援のために、医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保険福祉センター等の関係機関、年長児の入園先の小学校等との情報共有、及び連携を行う場合がありますのでご了承ください。

21 メール連絡網

当園では保育園と保護者を結ぶ緊急時のネットワークとして、(株)アサヒパワーサービスの「アイティサービス」に登録していただいています。

メール送信する緊急時とは下記の通りとなりますので保護者の皆様におかれましては、これらをご了承いただいた上で個々で登録いただきますようお願いいたします。登録方法につきましては別紙を参照願います。

※登録無料、別途通信料がかかります。

※メール送信する緊急時

- ①天変地異の場合の状況、お迎えについての連絡
- ②保育園で緊急事態が生じた場合の連絡
- ③運動会・遠足等が中止になる場合の連絡
- ④その他

22 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項については別途当園が作成する園生活のしおりにおいて提示するものとします。

コペル保育園 利用契約書

コペル保育園（以下「当該施設」という。）と子ども及びその保護者（以下「保護者等」という。）は、保護者等が当該施設を利用することに関し、次のとおり契約を締結する。

1. 当該施設は、保護者等に対して発行されている支給認定証の内容を確認した上で、特定教育・保育を保護者等に提供することとする。
2. 保護者等は、当該施設が説明した運営規程その他の「重要事項」「園のしおり」の内容について同意し、これらに定められた保護者等の義務（利用者負担その他の費用の支払いを含む。）を履行することとする。
3. この契約の有効期間は、卒園日までとする。
4. 当該施設は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について保護者等に説明し、同意を得ることとする。

上記の内容を証するため、本書 2 通を作成し、当該施設と保護者等の双方が自署又は記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

【当該施設】

社会福祉法人 京慈会
コペル保育園
〒663-8186 西宮市上鳴尾町 3-11

責任者名 : 園長 金谷ともみ

【保護者】

保護者（氏名）： _____ 印

児童（氏名）：

住 所: _____